解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

京都市右京区梅津北川町二十五丁目二番

メゾネット北川一〇二号室

特定非営利活動法人京走アスリートクラブ

代表清算人　塚本　康裕

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

大阪府枚方市星丘二丁目二番五〇号

有限会社長谷川商店

清算人　長谷川美代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

愛知県刈谷市野田町北屋敷一五五番地

有限会社ヨサ美自動車販売

清算人　加藤　文隆

解散公告

当法人は、平成二十四年十月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

京都市伏見区深草直違橋九丁目一九二番地

有限会社今村商店

清算人　今村　俊彦

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

大阪府堺市中区土師町三丁三二番五五号

有限会社正山建設

清算人　山口　裕子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

大阪市東住吉区南田辺三丁目八番二号

有限会社ティアンドエム

清算人　劉　政美

解散公告

当法人は、平成二十六年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

大阪市西区江戸堀一丁目二六番一八―九〇四号

特定非営利活動法人国際健康リレーションシップ

清算人　古川　雅一

解散公告

当社は、平成二十六年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

兵庫県宝塚市安倉南四丁目四一番七号

福商株式会社

代表清算人　福武　昌輝

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

神戸市東灘区森北町三丁目四番二八―三〇三号

株式会社スタジオＡＩ

代表清算人　中野　峰晴

解散公告

当社は、平成二十六年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

長崎県諫早市金谷町七番一七号

株式会社ビル・マンション管理長崎

代表清算人　野口　保

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年六月二十八日開催の臨時全国大会の決議により平成二十六年九月一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番一号

日本興亜労働組合

清算人　白木公二郎

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三日

札幌市中央区南九条西一丁目一番一一号

北海道トラック厚生年金基金

代表清算人　本間　隆

配当公告

福岡県八女市忠見六二四番地

破産者　株式会社八女製紙所

右の者に対する福岡地方裁判所八女支部平成二十五年（フ）第十二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八七、二四九、四五九円

一、配当することのできる金額

金四四、六〇三、五三二円

平成二十六年九月三日

福岡県久留米市篠山町一七九―三　三嶋ビル一階

破産管財人　谷口　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市米沢字家ノ上一五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　荒木田まき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日

事務所岩手県二戸市福岡字町裏一七の一

アベニュー下中町Ｄ号　綾部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上山　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市下関字下本内二八番地、最後の住所秋田県湯沢市山田字勇ケ岡五〇番地

老人福祉施設いさみが岡

被相続人　亡　長谷川タミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日

事務所仙台市青葉区片平一丁目一番六ネオハイツ片平六〇二号片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏